

個人認証に関する規程

2014. 7. 1 制定

2015. 6. 22 改訂

2016. 9. 6 改訂

第1章 総則

第1条 一般社団法人情報処理学会（以下、本会という）の定款第4条第4項の規定に基づき、個人に対して、認定情報技術者（Certified IT Professional, 略称 CITP）の資格認証（個人認証）を行うために、この規程を定める。

第2条 個人認証は、プロフェッションの確立を通じて、情報技術者の質の向上、および、社会的地位の向上を図り、わが国において情報技術が魅力ある分野として認識されるようにすることを目的とする。

第3条 ITスキル標準(ITSS)のレベル4以上の知識とスキルを発揮して業務を実施している個人は、個人認証の審査を申請することができる。なお、申請を受け付ける職種・専門分野等は「申請案内」で明示する。

第4条 本会は、資格制度運営委員会が定めた日程に従って個人からの申請を受け付け、個人認証審査委員会に審査を委嘱する。

2 個人認証審査委員会は、審査員に審査を委託する。

3 個人認証審査委員会は、実地研修の目的でオブザーバーを審査に参加させることができる。ただし、オブザーバーは審査の決定権は持たないものとする。

4 審査員およびオブザーバーは、審査で知った情報の秘密を守ることを、本会に誓約する。

第5条 審査は、本会が定める「個人認証の基準」および「個人認証審査要領」に従って行う。個人認証審査要領は、「新規審査要領」、「更新審査要領」および「CPD 審査要領」から構成される。

2 審査は、原則、書面審査とする。

3 申請内容に不明点や疑義のある申請を含め、個人認証審査委員会で定めたサンプリング割合の申請者に対し、申請内容についての面接を行うものとする。

第6条 認定情報技術者資格の有効期間は、認証日から3年後の年の年度末（3月末）までとする。

2 資格を継続する場合は、「認定情報技術者（CITP）CPD 規程」に従った CPD 実績の登録を行い、有効期間内に資格更新審査を受けるものとする。

3 資格制度運営委員会が、認定情報技術者に止むを得ない理由があると判断すれば、資格更新審査を1年間猶予する。猶予期間中も、認定情報技術者資格は継続される。

第2章 個人認証審査委員会

第7条 申請者の審査を行なうために、個人認証審査委員会をおく。

第8条 個人認証審査委員会は6名以上12名以下の委員をもって構成する。

- 2 委員は、資格制度運営委員会が選出する。
- 3 委員に欠員が生じた場合、資格制度運営委員会はこれを補充する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 個人認証審査委員会に委員長、副委員長各1名をおく。

- 2 委員長は資格制度運営委員会が選任し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、個人認証審査委員会の職務を管掌する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

第10条 個人認証審査委員会は委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上からの要求があるときは、委員長は個人認証審査委員会を招集しなければならない。

- 2 個人認証審査委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 個人認証審査委員会の決定は、出席委員の過半数をもって行い、可否同数のときは委員長が決定する。

第11条 個人認証審査委員会の委員は、代理人をもってこれにあてることはできない。

第3章 個人認証新規審査チーム

第12条 認定情報技術者の新規申請の審査の実務（書面審査および面接）を行なうために、個人認証審査委員会の下に、1つ又は複数の個人認証新規審査チーム（以下、新規審査チームという）をおく。

第13条 個人認証審査委員会は、3名の審査員をもって各新規審査チームを編成し、審査を委嘱する。

- 2 審査員は、オブザーバー経験を含め新規審査の経験を有する人、または、個人認証審査委員会が認めた人とする。
- 3 審査員に欠員が生じた場合、個人認証審査委員会は、これを補充する。
- 4 個人認証審査委員会は、新規審査チームにオブザーバーを参加させることができる。ただし、オブザーバーはチーム内の決定には参加できない。
- 5 審査員およびオブザーバーの任期は、委嘱された申請者の審査が終了するまでの期間とする。

第14条 各審査チームには、それぞれ1名の主査をおく。

- 2 主査は、個人認証審査委員会が、新規審査チームの審査員の中から指名する。
- 3 主査は、新規審査チームの審査員の経験を有する人、または、個人認証審査委員会が認めた人とする。

第15条 審査員およびオブザーバーは、代理人をもってこれにあてることはできない。

第4章 個人認証新規審査プロセス

第16条 申請者は、本会が指定した期日までに、認定情報技術者申請書（以下、申請書という）を、本

会に提出しなければならない。また、推薦者1名を定め、推薦書の作成を依頼しなければならない。

- 2 申請書及び推薦書は、本会が定めた様式を用いる。
- 3 申請者は、本会から、追加資料の提示又は提出を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。
- 4 本会は、審査と無関係な追加資料の提出を申請者に求めてはならない。
- 5 申請者は、認証基準を満たしていることの説明責任を負う。
- 6 申請者は、申請の取り下げを行うことはできない。

第17条 申請者からの依頼を受けた推薦者は、申請内容を確認し、推薦書を作成して、申請者に、本会への提出を委託する。推薦者は、作成した推薦書が提出されていることを確認しなければならない。

- 2 推薦者の要件は、別途定める。

第18条 個人認証審査委員会は、新規審査チームによる審査に入る前に、提出された申請書と推薦書の形式的なチェックを行い、問題点があれば、再提出を要求する。

第19条 個人認証審査委員会は新規審査チームを編成し、申請者を、申請者との利害関係が認められない新規審査チームに割り当てる。

- 2 個人認証審査委員会は、審査員およびオブザーバーに対し、適切な方法で審査の実務に関わる研修を行う。
- 3 個人認証審査委員会は、申請者を特定する情報（氏名、住所、連絡先、生年月日など）を除いた申請書と推薦書を審査員に提示する。
- 4 審査員は、提示された申請書の申請者との利害関係が認められれば、個人認証審査委員会に連絡し、審査する申請者の変更を依頼する。

第20条 新規審査チームは、割り当てられた申請者の審査を行う。

- 2 各審査員は、「個人認証審査要領」に従って、申請書の書面審査を行い、その結果に基づいて「評価記録票（審査員毎）」を作成する。各申請者の審査は、割り当てられた新規審査チームのすべての審査員で行う。
- 3 新規審査チームは、各審査員の評価記録票を基に、申請内容に不明点や疑義のある申請者の中から、面接する申請者の候補を選定する。
- 4 個人認証審査委員会は、新規審査チームの選定結果を基に、面接する申請者を決定する。
- 5 面接は、書面審査を行った新規審査チームが行う。新規審査チームの審査員全員で面接を行うことができない場合は、個人認証審査委員会に相談し、指示を仰ぐ。
- 6 主査は、「評価記録票（審査員毎）」および面接結果を基に、指定の期日までに「評価記録票（審査チーム）」を作成し、個人認証審査委員会に提出する。

第21条 個人認証審査委員会は、合否案を資格制度運営委員会に提出する。資格制度運営委員会は、合否を決定し理事会の承認を得る。

- 2 個人認証委員会、新規審査チームから提出された「評価記録票（審査チーム）」に基づき、各申請者の合否案を作成する。
- 3 個人認証審査委員会の委員長は、実施した審査手続きと各申請者の合否案を資格制度運営委員会

に提出する。

- 4 資格制度運営委員会は、審査の手続きが適正に行われたことを確認し、各申請者の合否を決定する。
- 5 資格制度運営委員会は、理事会に、審査活動の概要と合格者の氏名を提出し、承認を得る。

第22条 本会は、理事会の承認後、申請者に合格／不合格を通知する。

- 2 申請者が不合格の場合、本会は、「評価記録票（審査チーム）」に記された所見を申請者に通知する。
- 3 審査結果に対する異議は受け付けない。

第5章 CPD 審査チーム

第23条 認定情報技術者が実施した自己研鑽活動（CPD）の審査を行うために、個人認証審査委員会の下に、1つ又は複数の CPD 審査チームをおく。

第24条 個人認証審査委員会は、3名の審査員をもって各 CPD 審査チームを編成し、審査を委嘱する。

- 2 審査員に欠員が生じた場合、個人認証審査委員会は、これを補充する。

第25条 各審査チームには、それぞれ1名の主査をおく。

- 2 主査は、個人認証審査委員会が、CPD 審査チームの審査員の中から指名する。
- 3 主査は、CPD 審査チームの審査員の経験を有する人、または、個人認証審査委員会が認めた人とする。

第26条 審査員は、代理人をもってこれにあてることはできない。

第6章 CPD 審査プロセス

第27条 CPD 審査チームは、年1回、本会が指定した CPD 管理システムに入力されている CPD 実績を審査する。

- 2 CPD 審査を受ける認定情報技術者は、本会が指定した期日までに、本会が指定した CPD 管理システムに CPD 実績を入力しておかなければならない。
- 3 CPD 審査の対象は、未承認の CPD 実績すべてとする。
- 4 個人認証更新審査のスケジュールに影響がないように、個人認証更新審査の対象となっている認定情報技術者の CPD 審査を優先する。

第28条 個人認証審査委員会は CPD 審査チームを編成し、審査対象の CPD 実績を、CPD 審査チームに割り当てる。

- 2 個人認証審査委員会は、審査員に対し、適切な方法で審査の実務に関わる研修を行う。
- 3 審査員は、「CPD 審査要領」に従って、各 CPD 実績の審査を行い、その承認／否認を、「CPD 審査記録（審査員毎）」に記録する。各 CPD 実績の審査は、2名以上の審査員で行う。
- 4 主査は、「CPD 審査記録（審査員毎）」を基に、指定の期日までに「CPD 審査記録（審査チーム）」を作成し、個人認証審査委員会に提出する。

第29条 個人認証審査委員会は、CPD 審査チームから提出された「CPD 審査記録（審査チーム）」の報

告を受け、各 CPD 実績の承認／否認を決定する。

- 2 主査は、個人認証審査委員会の決定に基づいて、CPD 管理システム上の各 CPD 実績に対して、「承認」又は「否認」を設定する。
- 3 「否認」とされた CPD 実績については、再申請の機会を与える。

第7章 個人認証更新審査チーム

第30条 認定情報技術者の更新審査の実務（書面審査および面接）を行なうために、個人認証審査委員会の下に、1つ又は複数の個人認証更新審査チーム（以下、更新審査チームという）をおく。

- 第31条 個人認証審査委員会は、3名の審査員をもって各更新審査チームを編成し、審査を委嘱する。
- 2 審査員は、新規審査の経験を有し、かつ、オブザーバー経験を含め更新審査の経験を有する人とする。ただし、個人認証審査委員会が認めた人でも可とする。
 - 3 審査員に欠員が生じた場合、個人認証審査委員会は、これを補充する。
 - 4 個人認証審査委員会は、更新審査チームにオブザーバーを参加させることができる。ただし、オブザーバーはチーム内の決定に参加できない。
 - 5 審査員およびオブザーバーの任期は、委嘱された申請者の審査が終了するまでの期間とする。

第32条 各審査チームには、それぞれ1名の主査をおく。

- 2 主査は、個人認証審査委員会が、更新審査チームの審査員の中から指名する。
- 3 主査は、更新審査チームの審査員の経験を有する人、または、個人認証審査委員会が認めた人とする。

第33条 審査員およびオブザーバーは、代理人をもってこれにあてることはできない。

第8章 個人認証更新審査プロセス

第34条 認定情報技術者資格更新の申請者は、本会が指定した期日までに、「認定情報技術者更新申請書」（以下、更新申請書という）を、本会に提出しなければならない。また、推薦者1名を定め、推薦書の作成を依頼しなければならない。

- 2 更新申請書及び推薦書は、本会が定めた様式を用いる。
- 3 申請者は、本会から、追加資料の提示又は提出を求められたときは、これを提示又は提出しなければならない。
- 4 本会は、審査と無関係な追加資料の提出を申請者に求めてはならない。
- 5 申請者は、認証基準を満たしていることの説明責任を負う。
- 6 申請者は、申請の取り下げを行うことはできない。

第35条 申請者からの依頼を受けた推薦者は、申請内容を確認し、推薦書を作成して、申請者に、本会への提出を委託する。推薦者は、作成した推薦書が提出されていることを確認しなければならない。

- 2 推薦者の要件は、別途定める。

第36条 個人認証審査委員会は、更新審査チームによる審査に入る前に、提出された申請書と推薦書の形式的なチェックと CPD ポイント数の確認を行い、問題点があれば、再提出を要求する。

- 2 個人審査委員会は、提出された申請書と推薦書の形式的なチェックを行う。問題があれば申請者へ再提出を依頼する。
- 3 個人認証審査委員会は、更新申請者の CPD 審査を CPD 審査チームに依頼し、その審査結果を含めた CPD ポイント数を確認する。CPD ポイント数が不足している場合には、申請者へ CPD 管理システムへの再入力を依頼し、再入力結果の CPD 審査を、CPD 審査チームに依頼する。

第37条 個人認証審査委員会は更新審査チームを編成し、申請者を、申請者との利害関係が認められない更新審査チームに割り当てる。

- 2 個人認証審査委員会は、審査員およびオブザーバーに対し、適切な方法で審査の実務に関わる研修を行う。
- 3 個人認証審査委員会は、申請者を特定する情報（氏名、住所、連絡先、生年月日など）を除いた申請書と推薦書を審査員に提示する。
- 4 審査員は、提示された申請書の申請者との利害関係が認められれば、個人認証審査委員会に連絡し、審査する申請者の変更を依頼する。

第38条 更新審査チームは、割り当てられた申請者の審査を行う。

- 2 各審査員は、「個人認証更新審査要領」に従って、申請書の書面審査を行い、その結果に基づいて「更新審査評価記録票（審査員毎）」を作成する。各申請者の審査は、割り当てられた更新審査チームのすべての審査員で行う。
- 3 更新審査チームは、各審査員の更新審査評価記録票を基に、申請内容に不明点や疑義のある申請者の中から、面接する申請者の候補を選定する。
- 4 個人認証審査委員会は、更新審査チームの選定結果を基に、面接する申請者を決定する。
- 5 面接は、書面審査を行った更新審査チームが行う。更新審査チームの審査員全員で面接を行うことができない場合は、個人認証審査委員会に相談し、指示を仰ぐ。
- 6 主査は、「更新審査評価記録票（審査員毎）」および面接結果を基に、指定の期日までに「更新審査評価記録票（審査チーム）」を作成し、個人認証審査委員会に提出する。

第39条 個人認証審査委員会は、合否案を資格制度運営委員会に提出する。資格制度運営委員会は、合否を決定し理事会に報告する。

- 2 個人認証審査委員会は、更新審査チームから提出された「更新審査評価記録票（審査チーム）」に基づき、各申請者の合否案を作成する。
- 3 個人認証審査委員会の委員長は、実施した審査手続きと各申請者の合否案を資格制度運営委員会に提出する。
- 4 資格制度運営委員会は、審査の手続きが適正に行われたことを確認し、各申請者の資格更新の可否を決定する。
- 5 資格制度運営委員会は、理事会に、審査活動の概要と資格更新者数を報告する。

第40条 本会は、申請者に資格更新の可否を通知する。

- 2 申請者が資格更新できなかった場合、本会は、「更新審査評価記録票（審査チーム）」に記された所見を申請者に通知する。
- 3 審査結果に対する異議は受け付けない。

第9章 認定証

第41条 本会は、審査に合格し、登録料を納入した申請者に認定証を交付する。

第42条 認定証とは別に、合格者の要求により、認定証明書を発行する。

2 認定証明書の料金については、別に定める。

第10章 認定審査結果等の公表

第43条 本会は、合格者の認定番号を、本会のホームページに掲載する。また、合格者が承諾した場合、氏名と勤務先、または、氏名のみを併せて掲載する。

第11章 認定審査手数料及び会計

第44条 申請者は、その申請にあたり、認定審査申請時の申請料、および、合格時の登録料を指定された期日までに納入しなければならない。

第45条 納入された申請料や登録料は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

第46条 申請料、登録料については別に定める。

第12章 雑則

第47条 個人認証に関する委員会等の運営等についての必要な細則は別に定める。

第48条 この規程の改廃は、資格制度運営委員会の議を経て行う。

第13章 附則

(施行日) この規程は、2014年7月1日から施行する。